

京都市京北農林業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市京北農林業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市京北農林業振興センター規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則

第1条第1項中「京都市京北農林業振興センター」を「京都市京北・左京山間部農林業振興センター」に改め、同条第3項中「所轄区域は、」の右に「左京区役所花脊出張所及び久多出張所並びに」を、「右京区役所京北出張所」の右に「(以下「京北出張所」という。)」を加える。

第5条第2号に次のただし書を加える。

ただし、林業に係るものにあつては、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第12号を削り、同条第20号に次のただし書を加える。

ただし、林業に係るものにあつては、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第20号を同条第23号とし、同条第19号に次のただし書を加える。

ただし、林業に係るものにあつては、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条中第19号を第22号とし、第18号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 林業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第17号中「生産」の右に「、需要の拡大」を加え、「の改善」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第17号を同条第19号とし、同条第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第13号中「水源対策」の右に「(山地水に関するものを除く。)」を加え、同号を同条第15号とし、同条第11号中「農林地」を「農用地」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、林業用施設の改修及び維持管理に関する事務にあつては、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第11号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 京都市里道管理条例による里道（専ら林業の用に供するものに限る。）の台帳に関する事。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「。以下同じ」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、専ら林業の用に供する里道の管理に関する事務にあつては、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 森林経営管理法による事務に関する事。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「調査」の右に「及び同地域の管理」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号中「申請、届出等」を「事務」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「市有林施業」を「市有林の管理その他施業」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 造林及び森林保全に関する事。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第6条中「産業観光局長」を「産業観光局農林政策担当局長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)